

『医療法学入門 第3版』正誤表

このたびは『医療法学入門 第3版』をご購入いただきまして誠にありがとうございます。
本書の第1刷（2021年4月1日）、第2刷（2022年3月1日）におきまして、以下の誤りがございました。
ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

2024年6月28日作成

刷数	訂正箇所	誤	正	掲載
1, 2	72頁, 17行目	原則として <u>救急車内</u> において（同法44条2項）と制限したうえで、①乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、② <u>ラリンゲルマスクまたは食道閉鎖式エアウェイ</u> による気道確保 ⁴²⁾ 、③エピネフリンの投与 ⁴³⁾ といった医行為	原則として <u>救急外来まで</u> において（同法44条2項）と制限したうえで、①乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、② <u>食道閉鎖式エアウェイ</u> 、 <u>ラリンゲルマスク</u> 、 <u>気管内チューブ</u> による気道確保 ⁴²⁾ 、③エピネフリンの投与 ⁴³⁾ 、 <u>低血糖状態であると確認された患者に対し</u> 、④ <u>ブドウ糖溶液の投与</u> 、また、 <u>心肺機能停止状態でない重度傷病者に対し</u> 、⑤ <u>乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保および輸液</u> といった医行為	2024/6/28
1, 2	72頁, 脚注42	認定取得者は気管挿管をも行うことができるようになっています。	認定取得者は気管挿管をも行うことができるようになっています。 <u>気管内チューブによる気道確保は、心臓機能停止の状態および呼吸機能停止の状態の患者が対象です。</u>	2024/6/28
1, 2	72頁, 脚注43	<u>食物等によるアナフィラキシーショック</u> に対して投与します。	<u>心臓機能停止の状態の患者</u> に対して投与します。	2024/6/28